

《平成 31 年4月からの共同住宅料金制度の適用について(お知らせ)》

平成 31 年 4 月から、新たに共同住宅料金制度の適用申込を受付けた際の、適用可否の確認方法を一部変更します。

【公的な書類により確認する内容】

書類上の用途が「共同住宅」又は「長屋」とされていることを確認します。
なお、書類上の用途が「一戸建ての住宅」とされているもののうち、「共同住宅」や「長屋」と同等の構造に改築等された建物については、適用対象となる場合があります。

上記の公的書類に、建物の内部構造がわかる平面図を添付いただき、現地（建物の内部）を確認させていただいたうえで適用可否を判断させていただきます。

※入所施設につきましては、適用可否の確認方法に変更ありません。

詳しくは、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

お客さまセンター

電話：06-6458-1132

受付時間：月曜日から金曜日まで（午前8時から午後8時まで）

土曜日（午前9時から午後5時まで）

（12月29・30日 午前9時から午後5時まで）

年末年始の休業期間 12月31日（月）から1月3日（木）まで

※お電話をいただきましたら、折り返し管轄する水道センターからご連絡させていただきます。